

2020年12月

過渡期専門医資格をお持ちの先生方へ

一般社団法人日本泌尿器科学会
専門医制度審議会

専門医資格の更新について

当学会の専門医制度につきましては1986年に制定された後1991年に改定され、専門医につきましても5年毎の更新をしていただくことになっております。

1986年（昭和61年）から1990年（平成2年）までの間に専門医の認定を受けられた先生方には更新のご案内を申し上げておりましたが、先生におかれましては現在まで更新認定を受けていただいております。

現在も学会認定の専門医であることには変わりございませんが、このたび各学会が認定している専門医制度につきましては日本専門医機構の専門医認定に移行することが決定し、専門医資格継続のためには専門医更新認定を受けていただくことが必要となりました。過渡期に認定された専門医資格をお持ちの先生方におかれましては、2022年3月31日をもって専門医の資格を喪失し、それ以降は専門医として標ぼうすることはできなくなります（2015年のご案内より1年間延期されました）。

専門医の更新をご希望の場合は、2022年までに専門医更新のお手続きをお取りいただきますようご案内申し上げます。

2021年にお手続きをする場合は、現行の制度による専門医（学会専門医）か日本専門医機構の制度による専門医（機構専門医）、どちらか選んで更新いただけます。

2022年は機構専門医の制度でのみ更新が可能で、学会専門医では更新いただけません。学会専門医で更新いただけるのは、2021年度が最後となります。機構専門医は学会専門医とは必要な条件や単位のカウント方法が異なりますのでご注意ください。

詳細につきましては、学会ウェブサイトにてご確認いただきますようお願い申し上げます（<https://www.urol.or.jp/specialist/appli/procedure.html>）。

また、専門医更新申請につきましては毎年10月発行の日本泌尿器科学会雑誌にご案内を掲載し、1月～3月を受付期間としております。ご不明な点などがございました場合は学会事務局宛にご連絡ください。

学会専門医更新のための条件

学会専門医 更新認定条件

2016年4月1日～2021年3月31日の5年間について

1. 日本泌尿器科学会総会、東部・中部・西日本総会のいずれかに1回以上参加していること
2. 専門医教育研修単位 100 単位以上を取得していること

機構専門医更新のための条件

機構専門医 更新認定条件

2016年4月1日～2021年3月31日の5年間について

1. 日本泌尿器科学会総会、東部・中部・西日本総会のいずれかに1回以上参加していること
2. 機構専門医更新基準での必要単位を 50 単位以上取得していること

項目	必要単位数
i) 診療実績の証明	10 単位
ii) 専門医共通講習 ※1 うち必修講習 ※2	3 単位～10 単位 3 単位以上
iii) 泌尿器科領域講習 ※1	15 単位以上
iv) 学術業績・診療以外の活動実績 ※3	3～15 単位
合計	50 単位

※1 必要な講習単位（専門医共通講習+泌尿器科領域講習）について
【必須】40%以上を、卒後教育プログラム受講で取得しなければならない。

（総会・地区総会会場、または e-ラーニングによる）

※2 必修講習

医療安全・感染対策・医療倫理について各 1 単位以上必要。

※3 学術業績・診療以外の活動実績

学術集会の「参加」単位で取得できるのは 6 単位まで。